



NEWS RELEASE

令和5年4月19日

お 客 さ ま へ

株 式 会 社 栃 木 銀 行
取締役頭取 黒本 淳之介

当行グループにおける副業制度の導入について

株式会社栃木銀行（頭取 黒本 淳之介）は、令和5年4月にスタートした第11次中期経営計画のテーマ「新たな価値提供の実現」ならびに基本戦略「人的資本投資の強化」の具体的な取組みとして、当行グループに「副業制度」を導入しますので、下記のとおりお知らせいたします。

本制度の導入により、従業員一人ひとりが自身の生き方や働き方を自律的に考え、選び、学び、行動できるキャリア形成や自己実現を支援することで、新たなイノベーションの創出につなげ、持続可能な地域社会の創造に貢献してまいります。

記

1. 制度の目的

社外での経験や多様な価値観の共有を通じて、従業員の自己成長や生きがいづくりを支援するとともに、内なる常識や発想を問い直し更なる学びに向かう契機とすることで、新たなイノベーションの創出につなげ、ひいては地域社会の発展に貢献すること。

2. 制度の概要

(1)対象者

当行グループの全従業員（嘱託・準職員・パートタイマーを含む）

(2)形 態

個人事業主型（副業先と雇用契約を結ばない個人事業や業務受託）

(3)具体例

保有資格を生かした講演・執筆・講師、プログラミングスキルを生かしたアプリケーション開発、地域のスポーツクラブや学校部活動の指導員・審判員、語学力や地域情報を生かした通訳・観光ガイド、芸術分野における教室の先生や個展の開催等

3. 導入日

令和5年5月1日（月）

以 上